

令和2年12月7日	
資料提供	
担当課	農林水産部水産振興課
担当者	垣内、松尾、横濱
電話	073-441-3004

## 有田川漁業協同組合に対する水産業協同組合法 に基づく命令の発出について

有田川漁業協同組合が、本県が令和元年12月25日付け他で発出した命令に従わず、なお違法状態が継続していることから、このたび、同漁協に対し、令和2年12月2日付けで次のとおり水産業協同組合法（以下、「法」という。）第124条第1項の規定に基づく命令を発出しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 命令について

##### (1) 組合員名簿の備え置きと県への提出

適正な組合員名簿の事務所への備え置きと、命令書が到達した日の翌日から起算して90日以内の県への提出

##### (2) 役員再選挙の実施

平成31年4月7日に開催された総代会での無効な決議により役員とされた2名（理事1名監事1名）に係る、命令書が到達した日の翌日から起算して90日以内の役員再選挙の実施

#### 2. 経過

##### 平成31年4月7日 総代会開催

定款等で定めた手続（選挙）によらず役員（理事1名監事1名）を選出。（監事として当選していた1名を理事に、他の1名を監事に、それぞれ決議により選出）（法第34条第4項に違反）

##### 令和元年5月21日 立入検査

- ・上記総代会における決議による役員選出の事実を確認
- ・組合員名簿の閲覧の求めを組合が拒否したため、法第31条の2に規定されている組合員名簿の事務所への備え置きが確認できなかった。

##### 令和元年5月23日 法第122条第1項の規定に基づく組合員名簿の提出命令

履行期限は令和元年6月24日だったが、履行されなかった。

##### 令和元年7月22日 法第124条第1項の規定に基づく措置命令

4月7日開催の総代会の決議により役員とされた2名に係る当該決議の取消、及び当該2名分の役員再選挙の30日以内の実施を命令したが履行されなかった。

##### 令和元年12月25日 法第124条第1項の規定に基づく措置命令

適正な組合員名簿の事務所への備え置きと県への提出、及び令和元年7月22日に発出した措置命令（役員再選挙の実施）の40日以内の履行を命令したが履行されなかった。

##### 令和2年8月17日 法第124条第1項の規定に基づく措置命令

30日以内に総（代）会を開催し、前回命令を履行するための具体的措置について、組合員に諮ることを命令したが、8月30日に開催された総代会で、役員再選挙を実施していくということだけしか決議されず、履行されなかった。

#### 3. その他

有田川漁業協同組合がこの命令に従わない場合、法の規定に沿って、組合の解散を命令する場合があります。

## 水産業協同組合法（抜粋）

（組合員名簿の備付け及び閲覧等）

第三十一条の二 理事は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日及び組合員たる資格の別
- 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
- 四 払込済出資額（回転出資金に係る額を除く。以下同じ。）及びその払込みの年月日

2 理事は、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

（役員）

第三十四条 組合は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 （略）

4 役員は、定款の定めるところにより、組合員（准組合員を除く。）が総会（設立当時の役員は、創立総会）においてこれを選挙する。ただし、定款の定めるところにより、役員（設立当時の役員を除く。）を総会外において選挙することができる。

5 役員選挙は、無記名投票によつてこれを行う。ただし、定款の定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

6 投票は、一人につき一票とする。

7 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者（第五項ただし書の規定により投票を省略した場合は、当該候補者）をもつて当選人とする。

（報告の徴収）

第二百二十二条 行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

（業務又は会計状況の検査）

第二百二十三条 （略）

2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

（法令等の違反に対する措置）

第二百二十四条 行政庁は、第二百二十二条の規定による報告を徴した場合又は第二百二十三条の規定による検査を行った場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員改選を命ずることができる。

（行政庁による解散命令）

第二百二十四条の二 左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。

一～二 （略）

三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。